

アール・イー・ジャパン株式会社

確認検査手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「アール・イー・ジャパン株式会社 確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第38条に基づき、アール・イー・ジャパン株式会社(以下「REJ」という。)が実施する建築基準法(昭和25年法律第201号 以下「法」という。)第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務(以下「確認検査の業務」という。)の業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の手数料)

第2条 法第6条の2第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の手数料は次表による。

| 対象面積の区分 (㎡) | 確認申請 (円) | | | |
|------------------------------|--------------------|---------|--------------------|------------|
| | 基本額 | 追加手数料の額 | | |
| | | ルート2の適用 | 高度な構造計算若しくは検証方法を適用 | 天空率を適用するもの |
| 100以下 | 32,000 【38,000】 | 100,000 | 50,000 | 各5,000 |
| 審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの | 20,000 【24,000】 | | | |
| 100を超え200以下 | 41,000 【49,000】 | | | |
| 審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの | 27,000 【32,000】 | 70,000 | 90,000 | |
| 200を超え500以下 | 54,000 【64,000】 | | | |
| 審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの | 35,000 【42,000】 | | | |

| | | | |
|----------------------|-----------|---------|---------|
| 500 を超え 1,000 以下 | 100,000 | | 110,000 |
| 1,000 を超え 2,000 以下 | 180,000 | | 130,000 |
| 2,000 を超え 3,000 以下 | 190,000 | 150,000 | 150,000 |
| 3,000 を超え 4,000 以下 | 220,000 | | 170,000 |
| 4,000 を超え 5,000 以下 | 267,000 | | 190,000 |
| 5,000 を超え 6,000 以下 | 340,000 | | 210,000 |
| 6,000 を超え 7,000 以下 | 375,000 | | 230,000 |
| 7,000 を超え 8,000 以下 | 410,000 | | 250,000 |
| 8,000 を超え 9,000 以下 | 430,000 | | 270,000 |
| 9,000 を超え 10,000 以下 | 470,000 | | 290,000 |
| 10,000 を超え 50,000 以下 | 770,000 | 190,000 | 310,000 |
| 50,000 を超え | 1,300,000 | 300,000 | 500,000 |

備考

- 1 本表【 】書内は京都府において適用する。(第3条において同じ。)
- 2 手数料の算定方法は次の各号による。
 - 一 新築又は移転を行う建築物 当該建築物の床面積の合計
 - 二 増築又は改築を行う建築物 当該工事を行う部分の床面積に既存部分の床面積の2分の1を加算した合計
 - 三 大規模の修繕、又は大規模の模様替を行う建築物 当該建築物の延べ床面積の合計の2分の1とする。ただし、前号の建築物を除く。
 - 四 用途変更を行う建築物又はその部分 前二号のいずれかと併願する場合を除き、当該建築物の延べ床面積の合計の5分の1とする。ただし、算定した床面積が100㎡以下となる場合は「100㎡を超え200㎡以下」の額を、一棟全ての用途変更する場合を除き、2,000㎡を超える場合は「1,000を超え2,000以下」の額を適用する。
 - 五 一の申請において複数棟ある場合は、前各号により算定した床面積の合計
 - 六 直前の確認による検査済証の処分が、REJ以外の者から受けている場合は、第一号(移転に限る。)第二号及び第三号の規定中「当該工事を行う部分の床面積に既存部分の床面

積の2分の1を加算した合計」とあるのは「当該建築物の床面積の合計」と読み替えて適用する。

- 3 計画の変更をする場合の手数料の算定方法は、次の各号による。
 - 一 変更前の原形をとどめないものを除き、前項で算定した基本額の1/2（算定した額が、10,000円未満となる場合は、10,000円）の額を適用する。
 - 二 従前の確認から適用の有無にかかわらず、ルート2、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の審査を要するものは床面積に相当する額を適用する。
 - 三 直前の確認がREJ以外の者から受けている場合の第一号の適用は、「前項で算定した基本額の1/2の額（算定した額が、10,000円未満となる場合は、10,000円）」とあるのは、「前項で算定した基本額」と読み替えて適用する。
- 4 一の申請であって複数棟（法第20条第2項を適用する建築物の各部分も含む。）である場合は、構造計算をした棟数から1を減じた棟数に20%を乗じた数値を基本額に乗じた額（1,000円未満を切り捨てた額）を加算する。
- 5 前項の規定は、第3項において準用する。
- 6 「高度な構造計算若しくは検証方法を適用」とは、次による。
 - 一 高度な構造計算 特定天井（脱落防止を講じたものはさらに100,000円を加算する。）、限界耐力計算、免震建築物、エネルギー法による設計法による計算
 - 二 高度な検証方法 階避難安全検証法、全館避難安全検証、耐火性能検証法、防火区画等検証法
- 7 「審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの」とは、次による。
 - 一 法第20条第1項第四号イ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号 以下「令」という。）第80条の2にあっては、平成19年国土交通省告示第1119号に該当するものに限る。）に該当する建築物
 - 二 法第68条の11第1項に規定する型式部材等製造者認証である建築物
 - 三 一の申請に2以上の建築物（建築設備を除く。）の計画がある場合は、その全ての計画が法第6条の4の適用を受ける建築物の計画
- 8 法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物（増築しようとする場合において、建築物が増築後において同条第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）に、昇降機の申請も含まれる場合は、第5条の昇降機の区分に応じた額を加算する。その場合において、同条同表中「小荷物専用昇降機（令第146条第1項第二号の適用を受けるものに限る。）」とあるのは「小荷物専用昇降機」と読み替えて適用する。
- 9 一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であるもの又は50㎡以下のものも含む。）に限り、申請者又は代理者が、確認検査業務を複数の申請を同時に申請若しくは契約する場合の手数料は、本表の表示額から1,000円を差し引いた額とする。
- 10 計画の変更を除き、REJが指定するフロッピーディスク等を用いて行う場合は、本表の表示額から1,000円を差し引いた額とする。この場合において、「REJが指定するフロッピーディスク等」とあるのは一般財団法人建築行政情報センターが提供する建築確認申請書作成プログラムにより作成したデータを収納した磁気ディスク等とし、REJはバージョン等を

指定することができる。(第4条から第6条までにおいて同じ。)

(建築物に関する中間検査、又は完了検査の手数料)

第3条 建築物一件ごとの中間検査、又は完了検査の手数料に係る対象面積の算定方法は、次の各号に掲げるものとする。

| 対象面積の区分 (㎡) | 基本額 (円) | |
|--|--------------------|--------------------|
| | 中間検査 | 完了検査 |
| 100 以下 | 32,000 【38,000】 | 35,000 【42,000】 |
| 審査及び検査の特例を受ける建築物として REJ が定めるもの | 24,000 【28,000】 | 27,000 【32,000】 |
| 100 を超え 200 以下 | 36,000 【43,000】 | 38,000 【45,000】 |
| 審査及び検査の特例を受ける建築物として REJ が定めるもの | 28,000 【33,000】 | 31,000 【37,000】 |
| 200 を超え 500 以下 | 44,000 【52,000】 | 47,000 【56,000】 |
| 審査及び検査の特例を受ける建築物として REJ が定めるもの | 36,000 【43,000】 | 39,000 【46,000】 |
| 500 を超え 1,000 以下 | 70,000 | 80,000 |
| 1,000 を超え 2,000 以下 | 105,000 | 125,000 |
| 2,000 を超え 3,000 以下 | 155,000 | 175,000 |
| 3,000 を超え 4,000 以下 | 190,000 | 200,000 |
| 4,000 を超え 5,000 以下 | 220,000 | 220,000 |
| 5,000 を超え 6,000 以下 | 255,000 | 255,000 |
| 6,000 を超え 7,000 以下 | 290,000 | 290,000 |
| 7,000 を超え 8,000 以下 | 320,000 | 320,000 |
| 8,000 を超え 9,000 以下 | 340,000 | 340,000 |
| 9,000 を超え 10,000 以下 | 385,000 | 385,000 |
| 10,000 を超え 50,000 以下 | 440,000 | 450,000 |
| 50,000 を超え | 765,000 | 855,000 |
| 備考 | | |
| 1 この表の床面積は、前条備考第1項(第四号を除く。)、第4項(第一号は中間検査(特定天井を除く。))に、第二号(第一号中特定天井を含む。)は完了検査に限る。)から第7項までについて準用する。 | | |
| 2 中間検査において、この表の床面積の適用は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める床面積について算定する。 | | |
| 一 基礎の工事に係る工程の場合 対象建築物の最下階に該当する部分の床面積 | | |

二 前号以外の工事に係る工程の場合 対象建築物の検査対象となる階以下の階の床面積の合計

3 直前の確認又は中間検査合格証の処分が REJ 以外の者から受けている場合の床面積の算定方法については、基本額に次の条件に係る床面積の合計による額を加算する。

一 前条備考第 1 項第一号の額を加算した額とする。

二 前条本表中法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定による審査の特例の適用、並びに前条備考第 3 項の規定を適用された計画である場合は、その額も加算した額とする。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ判定」という。）対象建築物の完了検査における加算額（当該合計に 1,000 円以下の額が生じた場合は当該額を切り捨てた額（次条第 4 項及び第 5 項において同じ。））とする。

イ 直前の省エネ判定を REJ から受けている場合

| | |
|------------------------|---|
| 建築物の全体が省エネ判定対象建築物である場合 | 完了検査の手数料×20% |
| 建築物の一部が省エネ判定対象建築物である場合 | 完了検査の手数料 × (20%×当該省エネ判定対象部分の床面積／検査対象床面積) |

ロ 直前の省エネ判定を REJ から受けていない場合

| | |
|------------------------|---|
| 建築物の全体が省エネ判定対象建築物である場合 | 完了検査の手数料×40% |
| 建築物の一部が省エネ判定対象建築物である場合 | 完了検査の手数料 × (40%×当該省エネ判定対象部分の床面積／検査対象床面積) |

5 省エネ判定の軽微変更に係る手数料に係る規定は、建築省エネ法適合判定業務手数料規定で定める。

6 検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の 17 時 30 分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、検査手数料（第 7 条第 1 項を含む。）の 10 分の 1 の額を徴収することができる。（次条並びに第 5 条及び第 6 条（いずれも完了検査の部分に限る。）において同じ。）

7 中間検査の結果において計画変更の再検査、又は一の完了検査の結果において再検査を要する場合の手数料は、検査対象床面積に 10 分の 1 を乗じて得た面積として前各項を適用する。ただし、算定した床面積が 100 m²以下となる場合は「100 m²を超え 200 m²以下」の額を適用する。

(建築物に関する仮使用認定の手数料)

第4条 建築物一件ごとの仮使用認定の申請に係る書類・図面審査及び現場検査の手数料の額(以下「認定手数料」という。)に係る対象面積の算定方法は、次の各号に掲げるものとする。

| 対象面積の区分 (㎡) | 仮使用認定(円) |
|----------------------|-----------|
| 100 以下 | 52,000 |
| 100 を超え 200 以下 | 57,000 |
| 200 を超え 500 以下 | 71,000 |
| 500 を超え 1,000 以下 | 120,000 |
| 1,000 を超え 2,000 以下 | 188,000 |
| 2,000 を超え 3,000 以下 | 263,000 |
| 3,000 を超え 4,000 以下 | 300,000 |
| 4,000 を超え 5,000 以下 | 330,000 |
| 5,000 を超え 6,000 以下 | 383,000 |
| 6,000 を超え 7,000 以下 | 435,000 |
| 7,000 を超え 8,000 以下 | 480,000 |
| 8,000 を超え 9,000 以下 | 510,000 |
| 9,000 を超え 10,000 以下 | 578,000 |
| 10,000 を超え 50,000 以下 | 675,000 |
| 50,000 を超え | 1,283,000 |

備考

- 1 この表の床面積は、仮使用認定に係る建築物の部分の床面積の合計について適用する。
- 2 当該認定において、あらかじめの検討事項が含まれる場合の額は前項の額に 30,000 円を、階避難安全検証法又は全館避難安全検証を適用する場合は、第 2 条の本表中「高度な構造計算及び検証方法を適用」の額を加算する。
- 3 直前の確認又は中間検査合格証の処分が REJ 以外の者から受けている場合の床面積の算定方法については、前二項で算定した額に第 2 条備考第 2 項第一号(新築に限る。)の額を加算した額とする。
- 4 仮使用認定を REJ で受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料は前三項を適用した額とする。
 - 一 仮使用部分の区画の位置に変更がなく、当該部分の変更をする場合は、前項を適用した額に 50% を乗じた額とする。
 - 二 仮使用認定を行う部分(床面積)が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積以外の部分の床面積に対する額と、当該増加する床面積に対する額を合算した額とする。
 - 三 建築基準法施行規則第 3 条の 2 に該当する軽微な変更による認定手数料の額は、30,000 円とする。
- 5 仮使用認定を REJ 以外の者から受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料の前項各号の規定は、前項本文中「適用した額」とあるのは「適用した額に 1.5 倍を乗じた額」と、第一号中「50%」とあるのは「75%」と、第二号中「床面積以外の部分の床面積」とあるのは「床面積以外の部分の床面積に 1.5 倍を乗じた額」と、第三号中「30,000 円」とあ

るのは「50,000円」とそれぞれ読み替えて適用する。

6 省エネ判定対象建築物の仮使用認定における加算額は、前条備考第4項中「完了検査の手数料」を「仮使用認定の手数料」と、「検査対象床面積」を「仮使用認定に係る部分の床面積の合計」とそれぞれ読み替えて適用する。

7 仮使用に係る検査において、完了検査を受けようとする機関が異なる場合で、仮使用認定に係る検査に当該機関の同行を要する場合は、前各項の額に当該機関の完了検査に係る額を申し受けする。

(指定建築設備等に関する確認、完了検査及び仮使用認定の手数料)

第5条 法第87条の2において準用する指定建築設備の一基ごとの確認、完了検査及び仮使用認定の手数料は、次表による。

| 申請対象物（1基ごと） | 確認（円） | | 完了検査（円） | |
|---|--------|--------|---------|--------|
| | 基本額 | 計画変更 | 基本額 | 再検査 |
| エレベーター、又はエスカレーター | 30,000 | 15,000 | 19,000 | 15,000 |
| 法第68条の11第1項に規定する型式部材等製造者認証（以下この表において、単に「型式部材等製造者認証」という。）であるものに限る。 | 15,000 | 7,000 | 16,000 | 7,000 |
| 小荷物専用昇降機（令第146条第1項第二号の適用を受けるものに限る。） | 23,000 | 11,000 | 16,000 | 7,000 |
| 型式部材等製造者認証であるものに限る。 | 15,000 | 7,000 | 16,000 | 7,000 |
| その他の建築設備 | 23,000 | 11,000 | 24,000 | 11,000 |

備考 この表の区分は、次に掲げる算定方法による。

- 一 申請対象物ごとの区分に応じた額とする。
- 二 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の計画変更は、本表「確認」欄の額を適用する。
- 三 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の完了検査は、本表「完了検査」及び「確認」による額を加算した額とする。
- 四 「再検査」とは、完了検査の結果、一の検査において再検査を要する場合の手数料とする。
- 五 仮使用認定の手数料は、完了検査に係る基本額の手数料の額に1.5倍を乗じた額（1,000円未満を切り捨てた額）とする。ただし、直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合は、この本文で算定した額に確認に係る基本額を加算した額とする。

(指定工作物に関する確認、完了検査及び仮使用認定の手数料)

第6条 法第88条第1項及び第2項において準用する指定工作物の一基ごとの確認、完了検査及び仮使用認定の手数料は、次表による。

| 申請対象物（1基ごと） | 確認（円） | 完了検査（円） |
|-------------|-------|---------|
|-------------|-------|---------|

| | | 基本額 | 計画変更 | 基本額 | 再検査 |
|--|------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 令第138条第1項に掲げるもの | 高さが13m以下(擁壁においては、5m以下) | 18,000 | 9,000 | 19,000 | 9,000 |
| | 高さが13mを超(擁壁においては、5m超) | 38,000 | 19,000 | 39,000 | 19,000 |
| 令第138条第2項及び第3項に掲げるもの | 遊戯施設 | 300,000 | 150,000 | 300,000 | 150,000 |
| | 上記以外のもの | 38,000 | 19,000 | 39,000 | 19,000 |
| 備考 この表の区分は、次に掲げる算定方法による。 | | | | | |
| 一 新築による場合 申請対象物ごとの区分に応じた額とする。 | | | | | |
| 二 上記以外の場合 申請対象物が、2基あるものとみなした額とする。 | | | | | |
| 三 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の計画変更は、本表「確認」欄の額を適用する。 | | | | | |
| 四 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の完了検査は、本表「完了検査」及び「確認」による額を加算した額とする。 | | | | | |
| 五 「再検査」とは、完了検査の結果、一の検査において再検査を要する場合の手数料とする。 | | | | | |
| 六 仮使用認定(令第138条第2項及び第3項に掲げるものに限る。)の手数料は、完了検査に係る基本額の手数料の額に1.5倍を乗じた額(1,000円未満を切り捨てた額)とする。ただし、直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合は、この本文で算定した額に確認に係る基本額を加算した額とする。 | | | | | |

(出張旅費)

- 第7条 遠隔地として REJ が指定する区域に完了検査、中間検査又は仮使用認定を依頼する場合、第3条の「対象床面積」に応じて、別に定める出張旅費規程による額を検査手数料に加算する。
- 2 第5条及び第6条の出張旅費については、出張旅費規程第3条の規程中 200㎡以下として加算する。
- 3 複数の検査について、対象建築物等が同日及び連続し、かつ、出張旅費規程の別表で定める同一方面に出張して REJ が合理的に検査を行うことのできる場合の前2項の適用については、建築主、築造主、若しくは設置者、又は工事監理者に係るもの場合は出張旅費を一の検査業務とみなすことができる。
- 4 前項の適用において、対象建築物等の検査地が出張旅費規程の別表で定める区分のうち2以上の区分にわたる場合の前項の適用については、もっとも遠方の区分による。

(確認済証等の証明書の交付)

- 第8条 何人であっても、REJ に対して確認済証の証明を願い出ることができる。また、REJ はこの願い出により確認済等の証明書を発行しなければならない。
- 2 前項の証明書の発行に係る必要な事項は、次による。
- 一 証明書の発行の願い出は、REJ が別途定める様式で行うこと。

- 二 証明書の発行手数料は1通あたり1千500円とする
- 三 手数料の収納方法は、業務規程第39条を準用する。
- 四 手数料の支払い期日は、願い出た日とする。

(雑則)

第9条 REJは、市場価格等を勘案し、各手数料の額を変更することができる。

(個別契約特約)

第10条 第1条から第7条までに規定するもののほか、申請者又は申請者の代理人とREJは、特約として、次の各号の定めをした個別契約を結ぶことができる。

- 一 本規定を適用するために必要な条件
- 二 前号の条件に違反した場合の取り扱い
- 三 その他REJが個別契約を補足するについて必要と認めた事項

(補則)

第11条 この規程に定めのない規定は、REJと申請者又は申請者の代理人と協議して定めるものとする。

2 この規程で想定していない特殊な審査を要求されるもの、又は定めのない特殊な構造方法を用いた建築物、指定建築設備若しくは指定工作物について、REJと申請者又は申請者の代理人と協議して第2条から第6条までの額を変更することができる。

附則

制定時

(施行期日)

この確認検査業務手数料規程は、平成17年7月15日から施行する。

第2回目改定時

(施行期日)

この規程は平成17年9月1日から施行する。

第3回目改定時

(施行期日)

この規程は平成17年10月1日から施行する。

第4回目改定時

(施行期日)

この規程は平成19年6月20日から施行する。

第5回目改定時

(施行期日)

この規程は平成20年6月20日から施行する。

第6回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 21 年 1 月 15 日から施行する。

第 7 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

第 8 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

第 9 回目改定時 平成 24 年 6 月 12 日

(施行期日)

この規程は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

第 10 回目改定時 平成 26 年 4 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更、中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は、従前の例による。

2 改正前の規定において、「ポイント」とあるのは、平成 26 年 6 月 30 日（以下「基準日」という。）を期限として廃止する。ただし、基準日が到来する日までの第 2 条から第 6 条までの規定中「手数料」とあるのは、「手数料及びポイント」と読み替えて適用し、ポイント数は従前の例による。

3 改正前の規定において、「景品等の交換」については、平成 26 年 6 月 30 日を期限として廃止する。

4 この改正規程の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約している者に係る確認検査の業務について、本則第 2 条から第 6 条中、徴収規定に限りこの規定を適用する。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第 11 回改定時 平成 27 年 6 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定を適用する場合を除く。）、中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は、従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘

案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第 12 回改定時 平成 27 年 10 月 22 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 27 年 10 月 22 日に、確認申請においては事前審査の引受け日から、中間検査、完了検査又は仮使用認定においては、当該業務の引受け日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定を適用する場合を除く。）に係る適用は、従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

(第 10 回改正時の附則第 2 条第 1 項、及び第 11 回改正時の附則第 2 条の改正)

第 4 条 第 10 回改正時の附則第 2 条第 1 項、及び第 11 回改正時の附則第 2 条中「、中間検査及び完了検査」を削る。

第 13 回改定時 平成 28 年 4 月 18 日（一部平成 28 年 4 月 25 日）

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

第 14 回改定時 平成 28 年 10 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（ルート 2、特定天井、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の規定を適用するものを除く。）に係る適用は従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第 15 回改定時 平成 29 年 5 月 10 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（省エネ判定、ルート 2、特定天井、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の規定を適用するものを除く。）に係る適用は従前の例による。

第 16 回改定時 平成 30 年 2 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物についても、完了検査、中間検査及び仮使用認定から適用する。

第 17 回改定時 平成 30 年 10 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 30 年 10 月 1 日に確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、当該業務の引受け日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第 3 条 この改正規程の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約している者に係る確認検査の業務について、本則第 2 条及び第 3 条の規定を適用する。